再燃した藤永田 漸く解決す

引かゝりとなつた賃金は 犠牲職工に贈與で片付く 但し百三十餘名は退職

宿題の但書き問題が惹起した藤永田造船所職工の紛擾を[illegible]

愛會松岡氏と工場主側の顧問前野芳造氏、日野國明氏等が二十五日夜共濟會館上で會見した事は既報の通りであるが三者會見の結果二十六日朝に到り前野氏は工場側としては勿論團體交渉權を認めるものであるとて日野氏の解決案の實行を

聲明し 二十二日から二十五日に至る四日間の給料に就て双方折衝の結果其他の勤務職工に對しても從業せぬ職工に迄し銀を支給する事は工場主側として忍びない事だから絶對に支拂はないが其代り今回の爭議の爲め犧牲となつた職工(被監者)の慰勞金に充てる事を約し職工側から其の犧牲者の氏名を報告す

る事とし二十六日から

平日通 出勤する事に

なつた(但し當日は出勤時間に止めて歸らせた) 然し百三十餘名の職工は何れも絶對に退職する事に決心し二十六日夜各自退職屆を纏めて前野氏の手許に提出したので前野氏は調停の必要あれば二三日間の猶豫を求め茲に紛擾は全く解決を告げた

會社側は誠意を表示する爲め左の聲明書を各職工に渡した

聲明書

六月八日附回答書中(一)交渉の範圍は大略左の事項と爲すとの事也

一、一般的賃銀の増減

二、作業時間の伸縮

三、保健、衛生、互助、救濟其他職工全般の福利増進の爲めにする事項

附記 勞働者が他の勞働團體に加入するの自由を妨げず

藤永田造船 全く平靜 出勤者二千二百

紛擾の解決した藤永田造船所は二十七日より全く平常の狀態に復し三工場を合して二千二百二十六名の出勤者を見何れも熱心に作業をなし平靜に歸した

藤永田造船爭議は 本極りの解決

會社側は更に[illegible]の聲明書を出し遂に手を打つた

既報藤永田造船所の勞働爭議は職工四百名に對する

手當問題 で紛擾を見るべく豫期されて居たが

友愛會本部理事松岡駒吉氏が更に會社側に向つて交渉を續けつゝあつたが二十五日會社側は團體交渉權に就て左記聲明書を發表し二十六日午前十時更に職工側の松岡駒吉、大谷、小関兩氏は四百名の職工を同伴し永田工場主を訪ひ前野芳造氏と會見した結果二十二日以後の給料を支拂ふ事とし又

犧牲者に 就ては相當

の方法を講ずる事とし茲に全く兩者の諒解の成立したので改めて前野、松岡兩氏から職工一同に對し右談判をなし尚會社側は二十六日も一同出勤せるものと見做し一日分の給料を支給する旨を述べ更に二十七日から復職せる職工者に對しては會社側の整理上必要あるを以て各自[illegible]

職工は何れも右提出して歸途に就いたが茲に

一月餘に及 ぶ藤永田の勞働爭議も

茲に目出度く圓滿の解決を告げた譯である

聲明

六月八日附回答書中(一)の交渉範圍は大要左の事項となすの意味なり

一、一般的人員の増減

二、作業時間の伸縮

三、保健、衛生、互助、共濟其他職工全般の福利増進のためにする

附記 勞働者が他の勞働團體に加入するの自由を妨げず

相澤職工の演說會

罷業中なる同區相澤造船所職工三百名は同區四貫島町森田鐵工場跡にて二十六日午前十時より演說會を開き十數名熱辯を揮ひたるが要求より應援として數名出席せり

藤永田騷擾職工全部收監

[illegible]

復も藤永田の 職工動搖か

出勤者半數にも達せず 退職者續出の狀態

藤永田の爭議は全然解決せる筈なるも二十七日の出勤者は總數二千百餘名にして平日の半數にも達せず、而も復職職工の勸誘に依り[illegible]殺されて居る。されば同所には此際退職して多額の解雇手當を一時に入手せんとて退職を申出でず、且[illegible]の手續を爲し更に之れ[illegible]數十名の[illegible]職工[illegible]け來れるより前野顧問は一々之れ等を引見して復職を勸說すると共に工場門の外部より見易き場所にも左の如き揭示を出して極端の狀態を見せて居る

日給二圓以下の職工にして諸手當其他扶養の義務を負ひ生計に困難なるものは調査の上七月一日より新給額を定めて日收を增額せしむべし云々

二百名 職工側の交渉 藤永田で[illegible]

流血の慘を見て漸く解決を遂げたる藤永田の勞働爭議は既報されたる團體交渉權及び交渉委員[illegible]側との實行方法を講ずる爲め勞働[illegible]は[illegible]會社側は[illegible]加委員の數は會社側八名職工側七名[illegible]職工側と會社側より[illegible]は互選の上決定されたしと要求して相互に譲らず交渉中昨四日會社にては現職工二百名を解雇する事を發表したれば職工側の委員は大に憤慨し共同委員會後本部に通告すると共に之が善後策を協議しつゝあり(大阪電話)